

第3次 たどっ男女共同参画プラン

— 男・女ではなく人が輝く社会に —

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで

概要版



多度津町
TADOTSU TOWN

令和3年6月

男女共同参画社会とは

男女が、お互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことが出来る社会です。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するため、5本の柱(基本理念)を掲げています。

《5本の柱(基本理念)》

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会が必要です。

社会における制度又は慣行についての配慮

男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える機会が必要です。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会が必要です。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができる機会が必要です。

国際的協調

他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



職場に活気

家庭生活の充実

地域力の向上



一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

【基本理念】 町民とともに歩み ともに作る参画・協働のまちづくり

【キャッチフレーズ】 男・女ではなく人が輝く社会に

住民・事業所アンケートの結果に基づく本プランの課題

〈課題1〉男女平等意識の啓発

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方に代表される「固定的性別役割分担意識」がいまだに根強く残っていることから、女性の負担が大きくなり、社会進出を妨げていることの要因と考えられます。

このような意識を解消し、性別を理由とする不平等をなくすための啓発を行うことが重要です。



〈課題2〉女性活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現

今でも女性を取り巻く雇用環境が厳しいこと、一方、男性は育児休業などを利用しにくい労働環境にあることから、事業所等への啓発が重要です。またワーク・ライフ・バランス実現に向けた保育・子育てや介護などの福祉サービスの充実が求められています。

〈課題3〉暴力を許さない意識づくり

DVやハラスメント経験者が一定数存在する一方で、被害者救済のきっかけとなる相談窓口の利用は少ないのが現状です。

子ども・高齢者・障がい者などへの虐待を含めた、あらゆる暴力を未然に防ぐための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実などが求められています。



プランの基本目標

本町では第2次プランの期間中、啓発のためのイベント開催をはじめとする取り組みを実施しました。本プランでは、第2次プランまでの取り組みを継続するとともに、前述した3つの課題を踏まえ、以下のとおり「基本目標」を設定します。これら基本目標に基づき男女共同参画の推進を図ることで、基本理念である「町民とともに歩み ともに作る参画・協働のまちづくり」に取り組めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進

基本目標Ⅳ 安全・安心対策の推進

基本目標I

男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

取り組む施策 ▶ 様々な機会をとらえた啓発活動をはじめ、幼少期からの男女平等教育の推進や、生涯を通じて継続的に学習できる機会の充実に努めます。

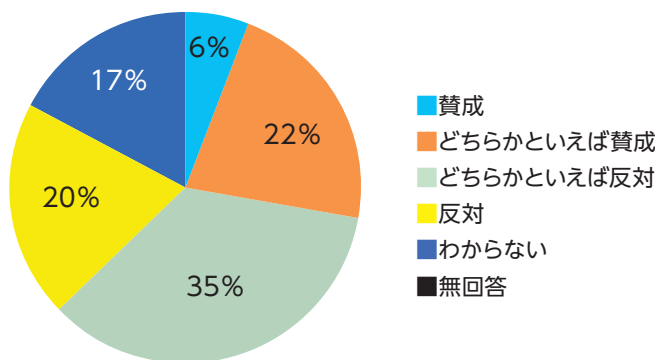
目標① 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の基礎的な概念や、性的マイノリティ (LGBT) (※) に対する人々の理解など、人権尊重についてパンフレットの活用や研修会開催などによる意識づくりへの取組

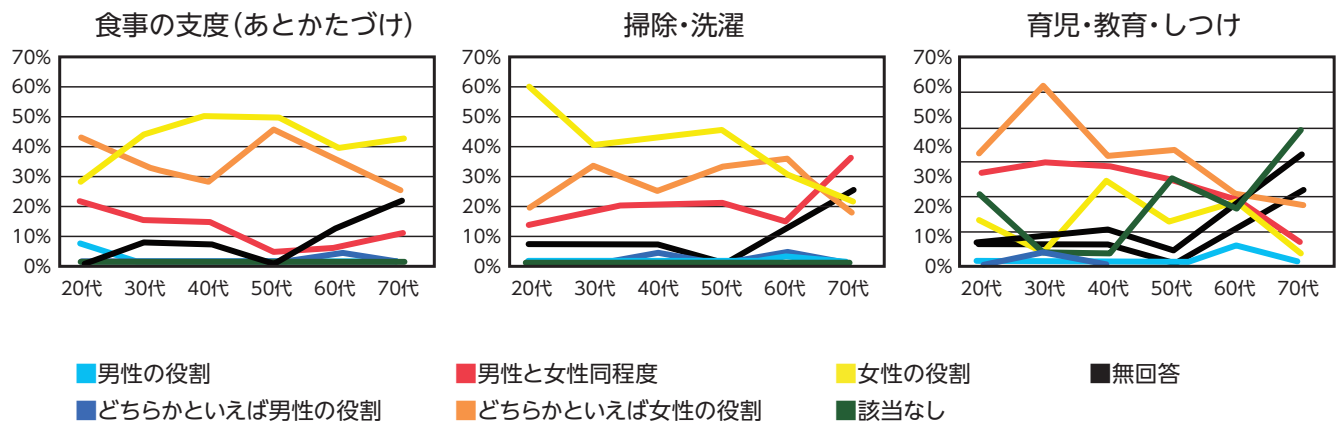
目標② 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

教職員の研修機会の充実を図り、男女平等やジェンダーへの理解を深めることや、女性セミナーの実施などによる教育・学習機会の充実に向けた取組

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどのように思いますか？



家庭生活でのパートナー間の役割分担について



(※) LGBT: レズビアン (女性を好きになる女性)、ゲイ (男性を好きになる男性)、バイセクシュアル (女性を好きになることも、男性を好きになることもある人)、トランスジェンダー (戸籍上の性別とは違う性別で生きる人や生きたいと望む人) の各単語の頭文字を組み合わせた表現。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

取り組む施策▶政策・方針決定過程をはじめ、雇用・防災・地域における女性の参画を進め、あらゆる分野における男女共同参画の推進を図ります。

目標③ 政策・方針過程への女性の参画拡大

審議会委員等、町の政策方針決定過程や事業所の方針決定過程への女性登用の推進や、女性人材の養成・発掘に向けた取組

目標④ 雇用などにおける男女共同参画の推進

事業所を対象とした講演会の開催、女性活躍に向けた好事例の紹介、ポジティブ・アクションの啓発など、雇用分野における男女共同参画推進に向けた取組

目標⑤ 防災・災害時における男女共同参画の推進

女性消防団員の加入促進や男女共同参画の視点に基づく避難所の環境整備などへの取組

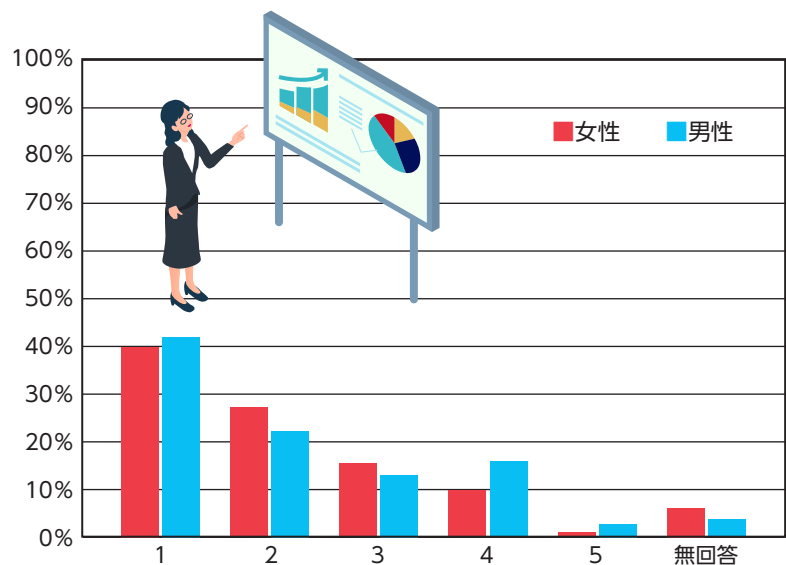
目標⑥ 地域における男女共同参画の推進

多様化する地域課題の解決につながるよう各種ボランティア活動、高齢者の居場所づくりなど住民一人ひとりの社会参画に向けた取組



今後女性がより方針決定の過程に参画するためには、どのようなことが必要だと思いますか？

	女性	男性
1 家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくす	40.2%	42.1%
2 男性優位の組織運営を変えること	27.3%	22.4%
3 家庭の支援・協力を得ること	15.5%	13.1%
4 女性の能力開発の機会を増やすこと	9.8%	15.9%
5 その他	1.0%	2.8%
無回答	6.2%	3.7%



基本目標Ⅲ

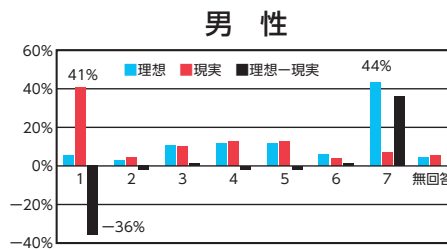
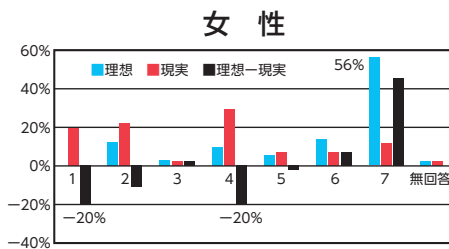
多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進

取り組む施策 ▶ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発や子育て・介護支援の充実、男性の子育てへの啓発活動に努め、多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進を図ります。

目標⑦ 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり

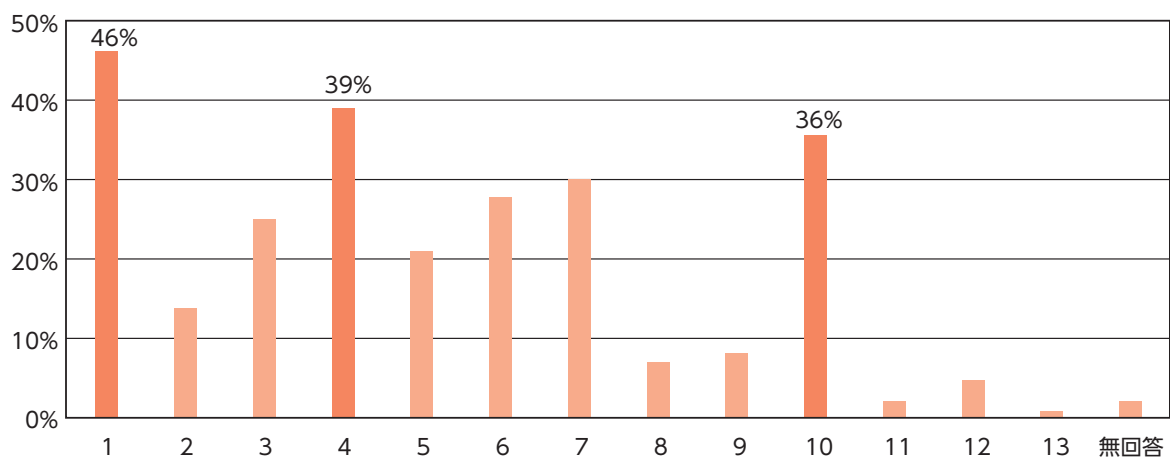
イベント開催などによる女性活躍やワーク・ライフ・バランスの啓発、行政による子育て・介護支援の充実、男性の育児休暇取得促進などへの取組

あなたの生活の中での「仕事」「家庭」「プライベート(地域活動・学習・趣味など)」の優先度は？



1. 仕事を優先
2. 家庭を優先
3. プライベートを優先
4. 仕事と家庭をともに優先
5. 仕事とプライベートをともに優先
6. 家庭とプライベートをともに優先
7. 仕事と家庭、プライベートの調和が実現

「仕事」「家庭」「プライベート」などの様々な活動を、自らの希望するバランスで行うことができる社会をつくっていくために必要なことは？



1. 男性の家事・育児・介護への参加を促進する
2. 男女の雇用機会を均等にする
3. 労働時間の短縮や在宅勤務(テレワーク)・フレックスタイムの導入を促進する
4. 育児や介護のための休暇制度や手当を利用しやすくする
5. 職場での賃金・昇進・仕事内容など、労働条件での男女格差をなくす
6. パートタイムなど非正規労働者の労働条件を改善させる
7. 結婚・出産・介護などの理由で退職した人が職場復帰できる再雇用制度を充実させる
8. 再就職を希望する人のための講座・セミナーを充実させる
9. 仕事や職場環境に関する相談窓口を充実させる
10. 保育や介護のための施設・サービスを充実させる
11. その他
12. わからない
13. すでに男女ともに働きやすい社会になっている

基本目標Ⅳ

安全・安心対策の推進

取り組む施策 ▶ あらゆる暴力の根絶に努めるとともに、生涯を通じた健康支援に努め、安全・安心対策の推進を図ります。

目標⑧ あらゆる暴力の根絶

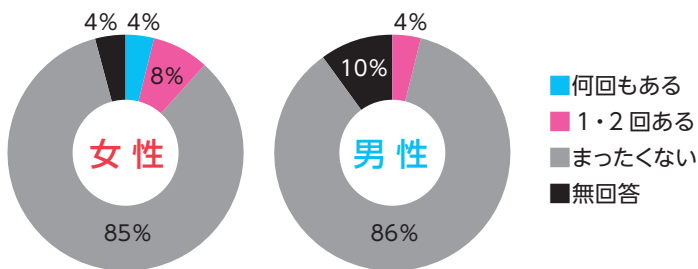
啓発活動の実施や各種相談窓口との連携による被害者支援など、DV、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各ハラスメントや児童虐待を根絶するための取組

目標⑨ 生涯を通じた健康支援

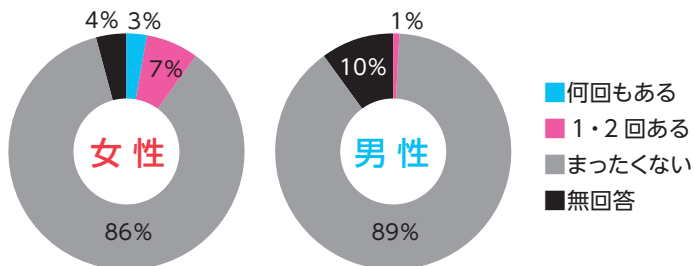
女性のがん検診受診率向上やウォーキングイベントの実施など、心身の健康管理・健康づくりの支援に向けた取組

あなたはパートナーから、次のようなことをされた経験がありますか？

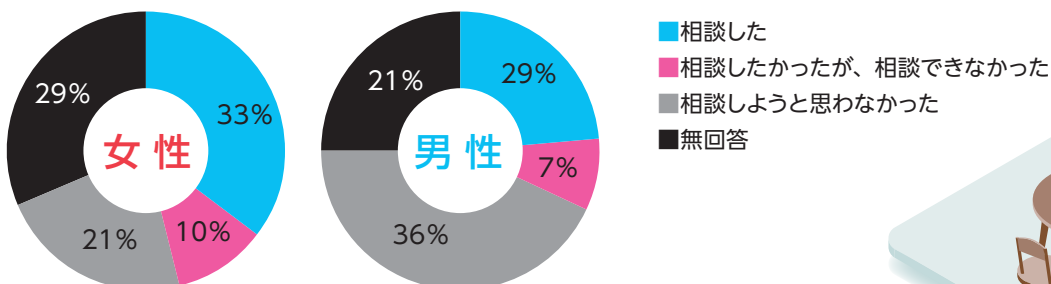
医師の治療までは必要ない程度の暴力



嫌がっているのに性的な行為を強要



あなたはハラスメントまたはDVの経験について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか？



プランの推進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、教育、福祉等、広範囲な領域にわたっています。そのため、全庁的な体制及び住民との連携が必要不可欠です。住民・事業所・行政が連携を図りながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

プランの点検・評価

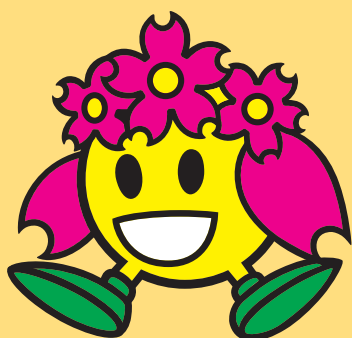
本プランにおける各施策の進捗状況について、「PDCA サイクル」に基づく定期的な点検・評価・改善に取り組み、結果を公表します。

《PDCA サイクルによるプランの推進》



関係機関との連携

男女共同参画の推進についての課題は、広範多岐にわたるため、本町の取り組みだけでは解決につながらないこともあり、横断的な協力体制が重要です。国や県、近隣市町などと連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指します。



第3次 たどつ男女共同参画プラン (概要版)

発行年月/令和3年6月 発行元/多度津町 住民環境課
〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番91号
(庁舎移転後)香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
TEL/0877-33-4480 FAX/0877-33-2450
E-mail/jyuukan@town.tadotsu.lg.jp